

## 十勝産品の消費拡大・販路拡大に係る取組の支援について

平成18年12月22日

一部改正(組織変更)平成22年5月21日

### 1 趣旨

北海道十勝総合振興局は、十勝産品の消費拡大・販路拡大の取組を一層推進するため、道内外の大手小売店やスーパー、ホテル、百貨店などの企業等が実施する十勝産品の消費拡大・販路拡大に係る取組への支援に関し必要な事項を定める。

### 2 十勝産品の定義

十勝産品とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 十勝管内で生産された農林水産物
- (2) 十勝管内で生産された農林水産物を主たる原材料として使用した製品  
(ただし、十勝管内で主な加工がなされていない製品のうち一部の製品を除く。)
- (3) 十勝管内で主な加工がなされた製品  
(ただし、十勝管内で生産された農林水産物を主たる原材料として使用していない製品のうち一部の製品を除く。)

### 3 支援対象者

小売店、スーパー、ホテル、百貨店などの企業等

### 4 支援の対象となる取組

期間を限定した展示即売会などの催事であって、十勝産品の消費拡大・販路拡大に貢献する事業

### 5 支援内容

次の事項とし、企業等が希望するものとする。

- (1) 企業等のホームページやポスターなどの広告媒体に次の文言を掲載することを認める。  
「北海道十勝総合振興局は十勝産品の消費拡大や販路拡大の取組を応援します」
- (2) 北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課のホームページに取組の概要(名称、日時、内容)を掲載する。

### 6 申込手続

支援を受けようとする企業等は、支援申込書(別紙第1号様式)に必要書類を添付の上、事業開始の日の1か月前までに北海道十勝総合振興局長(以下「局長」という。)に申し込むものとする。

### 7 支援の決定

企業等から申込みがあったときは、申込みの内容が次の基準に適合するかどうかを審査し、局長が決定する。

なお、審査に当たっては、あらかじめ、局内関係課に合議するものとする。

#### (1) 取組の内容

ア 期間を限定した展示即売会などの催事であること。

イ 催事の商品等に十勝管内で生産された農林水産物の使用が明記されていること、又は管内で主な加工がなされた製品に管内企業名が表示されていること(ただし、製品に企業名が表示されていない場合は別に表示すること)。

ウ 北海道広告取扱要綱第4条第2項各号及び北海道広告取扱基準第4の各号に該当しないものであること。

#### (2) 業種及び企業等

北海道広告取扱基準第3の各号に該当しないものであること。

## 8 通知及び実績報告

### (1) 通知

局長は、支援の可否の決定をしたときは、申込者に対しその結果を通知する(別紙第2号様式)。

### (2) 実績報告

企業等は、当該取組が終了した日から1か月以内に実績を報告する(別紙第3号様式)ものとする。

## 9 支援の取消し

(1) 局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、取組の実施期間中であっても、支援の決定を取り消し、直ちに上記5の支援内容を中止するよう求め、若しくは中止することができるものとする。

ア 申込書の内容について虚偽の記載等が判明したとき。

イ 支援内容以外の文言等を広告媒体に掲載したとき。

ウ 上記7の各号の基準に適合しないことが判明したとき。

エ 十勝産品に対する消費者の信用を失墜させるおそれがあるとき。

オ 企業等が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

(2) 局長は、前項の支援の取消しをしたときは、企業等に対しその旨を通知するものとする(別紙第4号様式)。

## 10 企業等の責務

第三者から、企業等の広告媒体に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、企業等の責任及び負担において解決するものとする。

(別紙第1号様式)

十勝産品の消費拡大・販路拡大に係る取組に対する支援申込書

平成 年 月 日

北海道十勝総合振興局長 様

申込者 所在地 〒 -

商号又は名称  
代表者氏名

印

次の取組の実施に当たり、貴局の支援を受けたいので申し込みます。

なお、この申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 催事の商品等は、十勝管内で生産された農林水産物を主たる原材料として使用しています(この事項は、農林水産物を原材料とした製品の場合に限る)。
- 2 道税の滞納並びに消費税及び地方消費税に係る未納はありません。

記

1 取組の名称

2 主催者の商号又は名称

3 開催期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

4 開催場所

5 当該取組の目的・概要

6 当該取組で使用・販売する主な十勝産品の名称

7 支援内容(希望する事項にチェックをつける。)

当社(者)のホームページやポスター等広告媒体に次の文言を掲載

「北海道十勝総合振興局は十勝産品の消費拡大や販路拡大の取組を応援します」

北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課のホームページに取組の概要を掲載

8 連絡先

- (1) 担当部署及び担当者氏名
- (2) 電話番号
- (3) ファクシミリ番号
- (4) 電子メールアドレス

9 添付書類

- (1) 申込企業等の概要書
- (2) 上記5及び6の催事の商品等の詳細がわかる書類(企画書等)
- (3) 当該取組について、過去に開催実績がある場合はその内容がわかる書類

(別紙第2号様式)

十商労観第 号  
平成 年 月 日

(申込企業(者)名) 様

北海道十勝総合振興局長 (局長名)

十勝産品の消費拡大・販路拡大に係る取組に対する支援について

**【基準に適合する者に対する通知文】**

平成 年 月 日付けで申込みのありましたこのことについて、次のとおり支援することとしましたので通知します。

記

- 1 取組の名称
- 2 開催期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
- 3 主催者の商号又は名称
- 4 支援内容
  - (1) 貴社(者)のホームページやポスター等広告媒体に次の文言を掲載することを認める。  
「北海道十勝総合振興局は十勝産品の消費拡大や販路拡大の取組を応援します」
  - (2) 北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課のホームページに取組の概要を掲載する。  
企業等が選択したものを記載する。
- 5 留意事項
  - (1) 当該取組に係る支援については、当該取組の開催期間に限ります。
  - (2) 当該取組の実施計画等に重要な変更があった場合は速やかに報告してください。
  - (3) 当該取組が終了した日から1か月以内に実績報告書(別紙第3号様式)を提出してください。
  - (4) 第三者から、貴社(者)の広告媒体に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、貴社(者)の責任及び負担において解決してください。

**【基準に適合しない者に対する通知文】**

平成 年 月 日付けで申込みのありましたこのことについては、支援しないこととなりましたので通知します。

記

- 1 取組の名称
- 2 開催期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
- 3 主催者の商号又は名称
- 4 支援しない事由

( 産業振興部商工労働観光課主査(商業)  
TEL 0155-26-9047(直通) )

北海道十勝総合振興局長 様

企業(者)名 所在地 〒 -

商号又は名称  
代表者氏名

印

十勝製品の消費拡大・販路拡大に係る取組の実績報告について  
先般、貴局の支援を受けて実施しました取組について、次のとおり実績を報告します。  
記

取組の名称	
主催者の商号又は名称	
開催期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
開催場所	
取組の実績の概要 ・来場者数 ・開催期間の売上高 ・人気のあった十勝 製品の名称及び 製造企業名等 ・十勝製品に対する 来場者の反応 ・今回の支援の効果 ・その他	
記入者氏名等 ・商号又は名称 ・担当部署 ・記入者の職・氏名 ・電話番号	

(注) 支援内容を掲載したホームページを印刷したものやポスターなどの印刷物を添付してください。

(別紙第4号様式)

十商労観第 号  
平成 年 月 日

(申込企業(者)名) 様

北海道十勝総合振興局長

十勝産品の消費拡大・販路拡大に係る取組に対する支援の取消しについて

平成 年 月 日付け十商労観第 号により十勝産品の消費拡大・販路拡大に係る取組の支援について通知したところですが、次の事由により支援の決定を取り消しましたので通知します。

なお、貴社(者)のホームページ等に掲載した支援に係る文言は、直ちに削除するようお願いします。

(また、当局産業振興部商工労働観光課のホームページに掲載した取組の概要については、平成 年 月 日に削除しましたのでご了承ください。)

記

- 1 取組の名称
- 2 開催期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
- 3 主催者の商号又は名称
- 4 取消しの事由

( 産業振興部商工労働観光課主査(商業)  
TEL 0155-26-9047(直通) )